

OCR処理用の特別徴収に係る個人の住民税の納入書等の作成要領

納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なる时候の使用例

沖縄県名護市 個人市町村民税 領収証書			沖縄県名護市 個人市町村民税 納入書			沖縄県名護市 個人市町村民税 納入済通知書																																																																																																																																																																																						
市町村コード	口座番号	加入者名	市町村コード	口座番号	加入者名	市町村コード	口座番号	加入者名																																																																																																																																																																																				
472093		名護市会計管理者	472093		名護市会計管理者	472093		名護市会計管理者																																																																																																																																																																																				
令和 年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和 年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円	令和 年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1) 円																																																																																																																																																																																				
		① 3,100			① 3,100			① 3,100																																																																																																																																																																																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。			納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額を(2)の欄に記入して下さい。																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td>②</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td></td><td></td><td></td><td>③</td><td></td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>			給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円					②		2	6	0	0	退職所得分				③		5	0	0	0	延滞金										督促手数料										合計額						7	6	0	0	<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td>②</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td></td><td></td><td></td><td>③</td><td></td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>			給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円					②		2	6	0	0	退職所得分				③		5	0	0	0	延滞金										督促手数料										合計額						7	6	0	0	<table border="1"> <tr> <td>給与分 (一括徴収分を含む)</td> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td>②</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>退職所得分</td> <td></td><td></td><td></td><td>③</td><td></td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>			給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円					②		2	6	0	0	退職所得分				③		5	0	0	0	延滞金										督促手数料										合計額						7	6	0	0
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																																																			
				②		2	6	0	0																																																																																																																																																																																			
退職所得分				③		5	0	0	0																																																																																																																																																																																			
延滞金																																																																																																																																																																																												
督促手数料																																																																																																																																																																																												
合計額						7	6	0	0																																																																																																																																																																																			
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																																																			
				②		2	6	0	0																																																																																																																																																																																			
退職所得分				③		5	0	0	0																																																																																																																																																																																			
延滞金																																																																																																																																																																																												
督促手数料																																																																																																																																																																																												
合計額						7	6	0	0																																																																																																																																																																																			
給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																																																			
				②		2	6	0	0																																																																																																																																																																																			
退職所得分				③		5	0	0	0																																																																																																																																																																																			
延滞金																																																																																																																																																																																												
督促手数料																																																																																																																																																																																												
合計額						7	6	0	0																																																																																																																																																																																			
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称			(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称																																																																																																																																																																																						
領収日付印			領収日付印			領収日付印																																																																																																																																																																																						
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり領収しました。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付店→指定金融機関→沖縄県名護市役所)(市町村保管)																																																																																																																																																																																						

①には 当初課税の納入金額が毎月毎に印字されています。(1)の金額と納入すべき金額が異なるときには②の欄へ記入してください。

②には 毎月個人から徴収した市町村民税、県民税の合計額を記入してください。
 なお、退職により一括徴収した税額がある場合は、上記金額と合わせて合計額を記入してください。

③には 退職者があり、市町村民税・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その市町村民税・県民税の合計額を記入してください。
 その場合、納入済通知書の裏(9頁参照)の市町村民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。
 なお、「市町村民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。

1. 納税人員 2. 退職金の支払額 3. 特別徴収した市町村民税・県民税額 4. 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)

納入済通知書の裏面

納入書の裏面

市 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書																															
殿 年 月 日 提出																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6">年 月 分</th> <th colspan="2">人 員</th> <th colspan="2">人</th> </tr> <tr> <th>十</th><th>億</th><th>千</th><th>百</th><th>十</th><th>万</th> <th>千</th><th>百</th> <th>十</th><th>円</th> </tr> </table>												年 月 分						人 員		人		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年 月 分						人 員		人																							
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
退職手当等支払金額																															
特別徴収税額		市 民 税																													
		県 民 税																													
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																															
(特別徴収義務者) 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 法人番号又 は個人番号								(受付印)																							

納 入 場 所											
琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫 沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合の各支店、出張所 ○上記の金融機関の各本店・支店および上記の金融機関と為替取引のある金融機関 沖縄県内のゆうちょ銀行及び郵便局(沖縄県以外での利用は『郵便局指定通知書』が必要です。) ◎納入書の記入及び取扱いについてお願い (字体) 0123456789 1. 納入書は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行ないますので「黒のボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみ出さないように大きめの数字で明瞭に記入して下さい。 2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないで下さい。											

※ 督促状が届いた後に支払う場合は、督促手数料100円を追加してお支払い下さい。